	九〇・〇七		映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）	
			撮影機	
		九〇〇七・一一	幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇〇七・一九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇〇七・二〇	映写機	LVC四十パーセント又は、CTSH
	九〇・〇八		投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	
		九〇〇八・一〇	スライド映写機	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇〇八・二〇	マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー（複写することができるかできないかを問わない。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇〇八・三〇	その他の投影機	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇〇八・四〇	写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
	九〇・一〇		写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン	
		九〇一〇・一〇	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇一〇・五〇	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇一〇・六〇	映写用又は投影用のスクリーン	LVC四十パーセント又は、CTSH
	九〇・一一		光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）	
		九〇一一・一〇	双眼実体顕微鏡	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇一一・二〇	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇一一・八〇	その他の顕微鏡	LVC四十パーセント又は、CTSH
	九〇・一二		顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	
		九〇一二・一〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	LVC四十パーセント又は、CTSH
	九〇・一三		液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）	
		九〇一三・一〇	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇一三・二〇	レーザー（レーザーダイオードを除く。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇一三・八〇	その他の機器	LVC四十パーセント又は、CTSH
	九〇・一四		羅針盤その他の航行用機器	
		九〇一四・一〇	羅針盤	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇一四・二〇	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇一四・八〇	その他の機器	LVC四十パーセント又は、CTSH
	九〇・一五		土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀	
		九〇一五・一〇	測距儀	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇一五・二〇	経緯儀及び視距儀	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇一五・三〇	水準器	LVC四十パーセント又は、CTSH